

< 損害賠償責任等の決定権限付与条項 >

問 23 事業者にその責任の有無や限度を決定する権限を付与する条項を無効とするのはなぜですか。

(答)

1. 改正前の消費者契約法第8条第1項は、事業者の債務不履行等により生じた損害賠償責任の全部又は一部を免除する条項を無効とする旨を定めていました。

改正法により、消費者契約法第8条第1項により無効となる条項に、当該責任の有無又は限度を決定する権限を当該事業者に付与する条項（以下「損害賠償責任等の決定権限付与条項」といいます。）が加えられました。

2. 損害賠償責任等の決定権限付与条項は、改正前の消費者契約法第8条が無効とする条項には該当しないものと考えられます。しかし、当該事業者に決定権限を付与するという条項の性質上、事業者が決定権限を適切に行使しないことにより損害賠償責任を免れることができるものであり、改正前の消費者契約法第8条と同様に不当性が高いものであると考えられます。そこで、損害賠償責任等の決定権限付与条項を不当条項として定めることとしました。

3. また、改正前の消費者契約法第8条の2は事業者の債務不履行等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする旨を定めているところ、法第8条の改正と同様の理由から、改正法により、無効となる条項に、当該解除権の有無を決定する権限を当該事業者に付与する条項が加えられました。